

渡辺允氏『天皇家の執事』「皇室の将来を考える―(文春)文庫版のための後書き―」(抄)

振り返ってみると、私が侍従長としてお仕えしていた期間(平成八年〜十九年)のほとんどは、皇位継承をめぐる問題が常に緊迫した課題として存在し続けていました。

天皇陛下は、十年以上にわたって、この問題で深刻に悩み続けられました。天皇陛下の背負われた責任感の重みと、お悩みの深さは、我々には想像すら出来ないものだったと思います。そのお悩みによって、陛下は夜お寝みになれないこともありました。そのような陛下のご様子を心配なさって、皇后さまもお悩みになりました。もちろん、両陛下とも、そういうお悩みを表に現すようなことは一切ありませんでした。

それが、現在では、現行の皇室典範の下で、皇太子さま、秋篠宮さま、秋篠宮家の悠仁さまが、次の次の世代まで皇位を継承なさることで落ち着いた状況になっています。

私は、この段階では、それでいいのだと思います。いずれにせよ我々の世代は、皇位継承の問題について、一旦、国論が分裂する事態を招いて、国民皆が納得する結論を得ることに失敗したわけです。従って、この問題は、将来の世代の人たちに、それぞれの時代の状況に応じて対応してもらうことに期待する以外にあり得ないと思っています。

現在、それとは別の次元の問題として、急いで検討しなければならない課題があります。

それは、現行の皇室典範で、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」(第12条)と規定されている問題です。

紀宮さまが黒田慶樹さんと結婚なさった時、皇族の身分を離れて黒田清子さまとなられたように、現在の皇室典範では、内親王さま、女王さま方が結婚なさると、皇室を離れることになっています。もし、現行の皇室典範をそのままにして、やがて、すべての女性皇族が結婚なさるとなると、皇室には悠仁さまお一人しか残らないということになってしまいます。

皇室は国民との関係で成り立つものです。天皇皇后両陛下を中心に、何人かの皇族の方が、両陛下をお助けになる形で手分けして国民との接点を持たれ、国民のために働いてくださる必要があります。そうでなければ、皇室が国民とは遠く離れた存在になってしまうことが恐れられます。

そこで、例えば、内親王さまが結婚されても、新しい宮家を立てて皇室に残られることが可能になるように、皇室典範の手直しをする必要があると思います。それに付随して、いろいろな問題がありますが、まず仕組みを変えなければ、将来どうにもならない状況になってしまいます。秋篠宮家のご長女の眞子さまが今年(平成二十三年)十月に成年になられたことを考えると、これは一日も早く解決すべき課題ではないでしょうか。

繰り返しになりますが、この問題は皇位継承の問題とは切り離して考えるべきで、皇室典範の皇位継承に関する規定は現状のままにしておけばよいのです。仮に、将来、結婚された後も皇室に残られた女性皇族の方にお子さまがお生まれになった場合に、その方に皇位継承資格があるかどうかは、将来の世代が、その時の状況に応じて決めるべき問題です。我々には、その世代の手を縛る資格はないと思います。

平成二十三年(二〇一一)十月

(宮内庁侍従職御用掛) 渡邊 允(75歳)